

東商品支発第45号
平成24年5月16日

東京商工会議所税制委員会
委員長 井上 裕之 様

東京商工会議所品川支部
会長 大山 忠 一

中小企業・税制特別委員会
委員長 武 田 健 三

品川支部 平成25年度税制改正要望

昨年3月に発生した東日本大震災に加え、昨秋以降の急激な円高、欧州の信用不安を経て、日本経済は、大企業を中心に収益が大幅に改善しつつあります。一方で、中小企業は原材料価格の上昇や資金繰りの悪化に加え、海外企業との競争の激化により疲弊しているのが実態です。

こうした中、昨年の日本の貿易収支は31年ぶりに赤字となり、厳しいグローバル競争の中、日本の生産力、開発力、輸出力等の地位も下がりつつあります。こうした閉塞状況を打破し、日本経済が再浮上するためには、政・官・民が力をあわせて思い切った改革を実行することが必要となっています。役割が終わりつつある政策や各種公共事業等にメスを入れ、成長分野へ思い切って「ヒト・モノ・カネ」をシフトすることにより、赤字国債を増加させずに日本経済を支え、社会保障を持続可能な制度とすることが可能であると考えております。

民間企業はここ20年、厳しい状況にさらされ、身を切る経営改善を絶え間なく続けております。少なくとも民間企業並みの徹底した行政改革をすることで、これから日本を支える若年層等が明るい未来を持てることになると考えております。

当品川支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび本要望を取り纏めました。税制委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

【重点要望】

1. 徹底的な行政改革の実施と税の公平性の確立

わが国の危機的な財政状況、社会保障給付費の増加を考えると、将来的には財源の手当ては不可避と考えております。しかし、景気低迷下、デフレ経済が続く中で、消費税率の引き上げを行うと、低い粗利益で商取引を行っている中小企業は価格転嫁ができず、経営が圧迫され倒産が増加することが想定されます。また、日本の雇用の7割を支える中小企業の淘汰により、雇用への悪影響が懸念されます。結果として税収が落ち込むことが予想されます。また現在は、行政改革が進んでいないと言わざるを得ず、納税者の納得性の観点から、消費税率の引上げが理解される状況でないと考えております。つきましては、景気低迷下、デフレ経済下では消費税率の引き上げは慎重に検討すべきであります。その一方で歳出削減に関する切り込みが不足しており、片落ちと言えます。

したがって、今すぐにでも、あらゆる手段を尽くして徹底的かつ身を切る行政改革の実施と、税の公平性の確立をすべきであります。こうした認識に基づき、以下のとおり要望いたします。

① 徹底した行政改革の早期実施

まず、国会議員や地方議員の定数・報酬の削減（歳費法、国会法第35条の見直し等）、公務員人件費の削減、政党交付金の削減、独立行政法人の整理・統合（国庫支出金の削減）、地方交付税交付金の抑制、特別会計・特定財源の一般会計化、農業関係補助金の削減・見直し（大規模農園等、効率の良い農業への補助金の重点化等）、政府余剰金の活用等、金額の多寡に限らず、聖域なき見直しを行い、徹底した行政改革・歳出削減を実施するよう強く要望いたします。

② 消費税における公平性の確立

中小企業は取引先との力関係により、価格転嫁が困難である実情を踏まえ、まず、政府が「消費税は価格に転嫁すべきものである」ということ国民や事業者、取引上強い立場にある者に対し、明確なメッセージとして発信すべきであります。また、政府の価格転嫁推進本部では、過去に行った円滑な価格転嫁への取り組み全てを行い、あらゆる手立てを講じるべきであります。

さらに、過去の引上げ時には、消費税を滞納する中小企業が急増した経緯がありますが、延滞税は非常に高い利率（2ヶ月まで「年7.3%」、2ヶ月以降「年14.6%」）であるため、早急に軽減を検討すべきであります。同時に、消費税の申告期間の延長や延納措置の創設など、消費税徴収について弾

力的な運用をすべきであります。

2. 社会保障制度の徹底した改革（事業主や勤労者の納得性の向上、各種社会保障制度のゼロベースでの見直しの早期実施）

日本の財政状況の悪化の大きな要因として、社会保障費の急激な増加があります。政府・与党は消費税率引き上げ等の増税により財源を確保する意向であります。本来の順序が逆であるとの懸念を抱かざるをえません。

社会保障費は企業や勤労者の保険料からその多くが賄われておりますが、企業の負担率は上昇し続け負担率は20%を突破しております。中小企業にとって法人課税負担だけでなく、増え続ける社会保険料を負担し続けるだけの余力はありません。しかし残念ながら、こうした現状を勤労者が理解しているとは到底言えません。例えば、「ねんきん定期便」では「これまで事業主が負担した厚生年金保険料納付額の累計」は記載されておらず、これでは事業主がどれだけ厚生年金保険料を負担したか勤労者は分かるはずがありません。早急にこうした事態を是正し、事業者の納得性を向上させる対応が必要であります。

さらに、社会保障制度を持続可能な制度にするためには、各種制度をゼロベースで見直し、思い切った改革を行うことが必要であります。

こうした認識に基づき、以下の対策を早期に実施するよう要望いたします。

①事業主の納得性の向上（以下は早急に是正すべき事項）

- ・「ねんきん定期便」における「事業主が負担した厚生年金保険料納付額の累計額の表示

②社会保障費の給付の抑制を含む重点化、効率化

- ・行き過ぎた生活保護給付の徹底した抑制（生活保護、住宅扶助、医療扶助の金額・支給基準等の見直し、不正受給の早期防止等）
- ・医療費の抑制（診療報酬の削減、ジェネリック医薬品の普及、電子レセプトの普及等）
- ・介護保険給付の抑制
- ・年金給付の削減の検討

3. 給与所得者の納税意識の向上（年末調整義務の廃止）

給与所得者の所得税、住民税、社会保険料等は、すべからず事業主による源泉徴収が行われております。また、事業主は2分の1以上の社会保険料を負担しており、従業員は実態をよく理解できていないといった声が寄せられております。本件については、前述「2.」でも要望したとおりであります。

そもそも、源泉徴収制度は戦費調達を目的として開始したものであり、戦後の税制に大きな影響を与えた「シャープ勧告」においても、源泉徴収制度を廃止し、より民主的な申告納税制度に切り替えようとした経緯もあります。

つきましては、給与所得者の納税意識を向上させ、税の使途を事業主や勤労者等の国民全体でチェックする機能を高めるためにも、年末調整義務の廃止を要望いたします。

4. 電力不足に対応し、経済再生につながる税制を

現在、原子力発電所の稼働がストップすることなどにより、大幅な電力不足による企業活動の停滞が懸念されます。電力需要の高まりが予想される今夏においては、大幅な生産活動の抑制が懸念されます。電力不足による経済活動の停滞を最小限に止め、今後の経済成長や企業活力の強化のため、以下による税制上の措置を要望いたします。

- ①自家発電機、蓄電池購入への優遇（購入費用の一括償却、任意償却など）
- ②燃料電池、太陽熱集熱機、ガスコージェネレーションシステム、停電時対応型ジェネライタシステム等の設備購入に対する優遇（購入費用の一括償却、任意償却など）
- ③省エネ製品（電気自動車、ハイブリッドカー、LED照明、高断熱設備、ガス等の空調換気設備、ヒートポンプ給湯器、昇降機設備、小型ボイラー設備、高反射率塗装、その他）の購入に対する優遇（購入費用の一括償却、任意償却等）
- ④太陽光発電、燃料電池の導入に対するインセンティブの創設、拡充（購入金額の所得控除など）

5. 経済成長につながる税制の推進、相続税の大幅な見直し

日本経済の再生のために、産業政策や経済成長を検討する際、「ペイアズユーゴー原則」は「歳入ありき」の考え方であり、そもそも経済成長を遂行する概念とは相反するものと考えております。今後の日本経済を活性化させグローバル経済に打ち勝つためには、経済成長に必要な事業や政策については、「ペイアズユーゴー原則」にとらわれず、集中的な歳出をすべきであります。さらに、先述の徹底した行政改革とあわせてゼロベースで歳出を見直し、必要な税額を算出するよう要望いたします。

また、中小企業は収益の半分近くの法人税を納税し、その残りのキャッシュで設備・運転資金を捻出しています。さらに、わずかな預貯金や固定資産も、借入金の担保となり、その中から事業承継に係る費用を捻出しております。ある意味、所得税と相続税の二重課税と言えるでしょう。そもそも国際的に見ても、相続税を採用している国は限定されており、グローバル経済下の競争に打ち勝つという産業政策上の観点からすると、社会資本の蓄積を否定するような相続税は全廃が望ましく、全廃に向けた相続税の削減を検討すべきであります。

現状の相続税は、企業業績が良くなるほど企業価値が上がるため、税負担が

増える構造であり、優良な中小企業ほど多くの相続税を支払っております。従って、廃止を含めた急激な改革が難しいとしても、中小企業については、法人税の納付額の累積額を勘案したうえで、事業承継に係る相続税の通算措置などを検討することを要望いたします。

6. 経済成長を成し遂げるため、法人実効税率の引き下げ

今後、日本経済を再び成長路線へつなげるためには実効性のある新たな経済成長戦略の策定が不可欠であり、企業の経済成長を後押しするような思い切った税制改正が求められます。わが国の法人実効税率は、国際的に比較して高い水準となっており、中小企業の競争力を阻害している要因となっております。こうした背景を踏まえて、中小法人の法人税軽減税率の11%までの引き下げと、昭和56年以降据え置かれている適用所得金額（現行：800万円）の完全撤廃を要望いたします。

7. 地方が主役となる地方税制の確立を

現在の地方交付税制度は、地方自治体が行財政改革を進めたとしても、地方交付税が削減される結果となるため、地方行財政改革の阻害要因となっております。地方が主役となる地方税制を確立するために、地方自治体への税財源の移譲と権限移譲を進め、同時に、地方の行財政改革を評価する地方交付税制度の導入など、思い切った地方税制の改革を行うべきであります。

特に、東京都は地方法人特別税制度において、法人事業税を地方財源の偏在性是正の名目で国に徴収されており、一刻も早い是正が求められます。

8. 税制の遡及適用には反対

昨年の税制改正法案では、相続税や贈与税の改正が盛り込まれておりました。この過程で、当時は法案成立していなかったにもかかわらず、「平成23年4月1日より適用」といった遡及適用の懸念がありました。同法の改正法案は見送りになり遡及適用も無くなりましたが、そもそも、憲法第84条で「租税法律主義」が規定されており、納税者に不利益な内容の遡及適用は認められないはずであります。相続税に限らず、今後の税制改正において、納税者に不利益（税負担増加など）な内容については、遡及適用を行わないよう要望いたします。

9. 商工会議所等、商工業者の意見をさらに強く国政に反映する仕組みを（一票の格差の是正等）

中小企業の生産額は日本のGDPの60%・雇用者の70%である一方、農業関係はGDPの1%・就業者の4%に過ぎませんが、農業関係予算額は中小企業対策予算の10倍以上です。これは予算額の大小の問題というより、日本

を支える中小企業への政府の無関心さを反映しているといわざるを得ません。その一因として、選挙制度における一票の格差の問題があります。そもそも、現状では立法府自身が憲法違反状態を作り出していること自体が異常であり、早急な改善が必要です。

日本経済を成長させるためにも、技術革新や、雇用創出等の経営改善に取り組む中小企業への直接、間接的な支援が有効であることは明白であります。中小企業の声をより強く国政に反映する仕組みの検討を強く希望します。

- ①商工会議所の政府・行政・政党の政策検討会議体への参画機会の拡大（政策決定プロセスへの関与拡大）
- ②「一票の格差」の早期是正（中小企業経営者・雇用者の意見を国政に更に強力に反映させること）
- ③黒字継続法人への票の付与の検討

【継続要望】

1. 設備投資を促進する減価償却の損金算入価格の大幅な引き上げを

経済成長のために、企業の設備投資意欲を活性化させる大胆な発想が求められます。そもそも、企業活動における設備投資の詳細は経営判断に属するものであり、償却資産の機能や規模、減価償却方法や耐用年数などは、経営者の自由裁量に任せられるべきものであると考えられます。

企業が投資意欲を高めることこそが、日本全体の経済を牽引する起爆剤と成り得ます。そのため、中小企業投資促進税制など措置法を統合し、定率法の償却限度を引き上げるとともに、減価償却資産の取得価格における損金算入額を1,000万程度まで大幅に引き上げることがを要望いたします。

2. 中小企業の留保金を促進する税制の検討（留保金課税の撤廃）

中小企業にとって、設備投資・研究開発、財務基盤の強化のために、自己資本を手厚くすることは当然であり、優良な中小企業ほど内部留保を厚くし、自己資本の拡充を図る傾向にあります。日本経済の成長のためには優良な中小企業の育成が必要であり、グローバル経済での競争が当然である現在では、留保金に課税する考えは障害であるといわざるを得ません。

そこで、留保金課税の適用除外や完全廃止にとどまらず、「中小企業の会計に関する基本要領」に即した決算書を作成する中小企業に対しては、企業体力強化、資本充実を目的とした留保金を増大させた部分を税額控除するなど、むしろ留保金を促進する税制の検討を求めます。

3. 事前確定届出給与の撤廃

業績連動型の役員報酬制度の導入が広がりつつあり、中小企業においても経営者や幹部役員の意欲向上を引き出す仕組みとして取り入れられてきています。事前確定届出給与は損金参入が認められているものの、本来、役員の報酬（賞与）は企業の業績に連動して増額・減額するものであり、1年間分を事前に届出を行うこと自体に無理があります。したがって、経営の自由度を奪うような事前確定届出給与の早期撤廃を要望いたします。

4. 事業承継の円滑化に向けた総合的支援体制の確立

長きに渡って、当支部が要望しておりました相続税に係る抜本的な改正が、「非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度」で実現がなされました。

しかしながら、現行の事業承継税制については、従業員雇用の要件などの制約から使いづらいといった意見も数多く寄せられております。時代のニーズに適合し、確実に本制度が中小企業に浸透するため、下記の点につきまして、事業承継税制の拡充、改正を要望いたします。

- ①取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し（インカムアプローチ（DCF、収益還元方式）や、各種方式の折衷方式など対象企業によって多種多様な評価方法の採用）
- ②相続税の納税猶予制度の見直し
 - ・先代経営者、事業相続人の要件緩和
 - ・大幅な売上高減少などの意図的でない経営危機に陥った際の事業継続要件からの除外
 - ・発行済議決権株式総数の制限撤廃
- ③従業員承継に対する支援
 - ・従業員持株信託制度（日本版ESOP）の導入企業に対する税制の優遇
 - ・従業員に対する株式の低額譲渡の際の贈与税の減免
 - ・金融機関からの借り入れの個人保証の書き換えの円滑化（金融機関への指導、第三者への連帯保証の禁止など）

5. 印紙税の即時廃止

印紙税の現行の課税対象は紙の文書のみとなっており、近年の事務処理の機械化や電子商取引の発達により、これまで文書により作成されてきたものが電磁的記録等で代用されております。現に大企業は多くの印紙税の納付をしない取引が増加している一方、中小企業の負担は依然として減っておりません。したがって、課税の公平性から見ても、印紙税はすでにその社会的役目を終えています。そのため、印紙税の即時廃止を要望いたします。

6. 外形標準課税の完全撤回

外形標準課税は、企業の本来経費である労務費や地代家賃を課税標準とするものであり、納得性の高い制度とは到底言えません。また、仮に資本金1億円未満の中小企業にも対象を拡大するようなことになれば、いわば増税倒産も懸念されます。よって、外形標準課税の完全撤回を要望いたします。

7. 地方税に関する要望事項

①国際競争力や立地競争力のある中小企業を支援する地方税の確立

グローバル経済が進展した中、首都東京の活力強化は喫緊の課題であります。国際ビジネス拠点の競争力の強化、さらには立地競争力の強化の観点から以下を要望いたします。

- ・商業地等における固定資産税・都市計画税の軽減措置の拡充（負担水準の上限の引き下げ）および恒久化
- ・小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置の拡充（減免割合の引き上げ）および恒久化
- ・法人事業税・法人住民税の超過課税の即時撤廃
- ・地球温暖化対策税について、環境を名目とした新たな税負担増を求めることには反対（他の産業政策や環境政策と一体的な議論を行うべき）

②震災に強いまちづくりを促進する地方税の確立

東日本大震災では、首都東京でも再考すべき課題は数多く出てきました。今後予想される首都直下型地震に対応するため、地方税における支援も急がれ、さらに、東日本大震災で直接的・間接的被害を受けた中小企業への支援も必要であります。こうした認識に立ち、以下のとおり要望いたします。

- ・事業者が耐震目的の改修工事を行った際の固定資産税の減免
- ・事業者が耐震目的で事業所・工場等の建替を行った際の固定資産税の減免
- ・電力不足解消のため、事業者が省エネを実現する建物の建て替え・改修を行った際の固定資産税の減免
- ・中小企業者向け省エネ促進税制の拡充（法人事業税の減免等）
- ・宿泊税の免除
- ・帰宅困難者等への支援を目的とした、事業者が新たな設備投資（災害備蓄品の購入、災害対策資産等）した場合の固定資産税の減免

以上